

# 発注者のための 設計コンペ実施ガイドラインの作成について ～土木学会での取り組み～

京都大学大学院 工学研究科 准教授 くぼた よしあき  
久保田 善明

## 1. はじめに

わが国の土木分野にデザインの競争性が十分導入されてこなかったことは、魅力ある公共空間の創造と価値の最大化を目指す上で大きな障害となってきた。これまで土木分野で設計コンペを実施してきた自治体もあるが、コンペを適切にマネジメントするための知見が十分でなかったため、それぞれが試行錯誤的となり、合理的・合目的に実施されてきたとは言い難い。もちろん、すべての土木事業に設計コンペを導入すべきとは思わないが、中にはコンペの実施が適していると思われるケースもある。

土木分野にデザインの競争性を適切に導入し、魅力ある公共空間を創出するためには、まず公共調達制度において、その位置づけを明確にする必要がある。平成26年に公布・施行された改正品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律）では、「多様な入札及び契約の方法」に関する文言が盛り込まれたが、設計コンペは、まさにその一つの選択肢になり得るであろう。しかし、そのためには、発注者と競争参加者の利害を一致させながらも社会全体の利益を最大化させるような設計コンペの仕組みを確立し、そこに一定の規範的道筋を整える必要がある。そ

のような制度的基盤の上にならざるを得ず、デザインの競争によるイノベーションと洗練、そして人々に親しまれる豊かな空間づくりが適切に促される。

設計コンペの歴史が長い欧州では、公共施設のデザインに競争性を導入することの社会的重要性への理解はすでに浸透しているようであるが、さらにそれを失敗なく適切にマネジメントするために、近年、発注者向けの実施ガイドラインが整備されつつある。そこでわが国でも、デザインの競争を適切に実施し、社会により豊かなインフラのストックを蓄えられるように、また、市民と専門家がともに手を携えて未来に夢を描けるように、今後のデザインにおける競争性のあり方を考えてゆく必要がある。そのような仕組みの構築に向けたガイドラインの作成・出版を目的とし、土木学会 建設マネジメント委員会 公共デザインへの競争性導入に関する実施ガイドライン研究小委員会では、現在、わが国の実情をふまえた発注者向けのガイドラインの作成に取り組んでいる。

本稿ではその概要について紹介する。

## 2. 設計コンペの重要なポイント

まず、設計コンペ方式を理解する上での重要なポイントとして、次の(1)～(4)を挙げる。

### (1) デザインを選定する

プロポーザル方式が技術提案を通じて「設計者を選定」するのに対して、設計コンペ方式では「デザインを選定」し、その提案者と契約する。最近では、プロポーザルの枠組みで事実上の設計コンペが行われている事例もあるが、提案内容の作成に要する提案者側のコストを考慮すると、それらは本来、プロポーザルではなく設計コンペとして実施されるべきものである。

### (2) 2段階選定方式

選定作業の効率化や社会コストの抑制等を目的として、設計コンペでは2段階選定方式の採用が望ましい。資格審査の後、1段階目は、アイデアや概念設計レベルの内容を審査し、2段階目は、概略・基本設計レベルの内容を審査する。2段階目の作業には、競争参加者に相応の費用が発生するため、原則として、報酬の支払いが必要であろう。ガイドラインにはその方法についても例示する予定である。

### (3) 施工完了までデザイン思想を一貫させる

設計コンペで選定されたデザインを実現するためには、コンペ後のプロセスに設計提案者（デザイナー）が継続して関与することが極めて重要である。その場合、継続的な契約には随意契約が必要となるが、コンペの提出作品は著作権法で定める著作物であると認められることから、著作者人格権に含まれる同一性保持権をその根拠として、随意契約が可能になるものと思われる。

### (4) 他分野の才能を取り込む

土木技術を専門とする企業のみならず、他分野の才能をも取り込めるような仕組み（ただし、土木技術を専門とする企業との協働を原則）とすることで、コンペの可能性を広げるとともに、幅広く市民の関心を集めることができる。

## 3. コンペの事例

本ガイドラインは、次章に詳述する5つの編から構成されるが、本章ではまず、資料編に収録予定の14事例のうち、2つの事例について簡単に紹介する。なお、実際のガイドラインには、各事例のより詳細な情報や、行政担当者および設計担当者へのヒアリング内容なども掲載の予定である。

### (1) ゲーツヘッド・ミレニアム橋

英国のニューキャッスル市に架かる歩行者専用橋である。1996年にコンペが行われ、2001年に供用が開始された。最大の特徴は、ティン川を航行する船舶の支障にならないように、船舶航行時には、写真—2のようにアーチ両端を結んだ軸を中心に全体が回転し、必要なクリアランスを生み出す。



写真—1 通常時（筆者撮影）



写真—2 航路確保時（筆者撮影）

す仕掛けとなっていることである。このダイナミックな動きは、観光の目玉となっており、周辺施設の整備とあわせて、ニューキャッスル市の活性化の牽引役となっている。以前は活気を失った工業都市であったニューキャッスル市は、今や都市再生の成功モデルとして世界に知られる存在になっている。

## (2) 広島南道路太田川放水路橋りょう

国際コンペによって実現した橋梁としては国内最初の事例である。広島市の主催で2009年にコンペが実施され、2014年に竣工した。全体で16の応募があり、うち3つは海外からの参加者による応募であった。審査においては、①美しさによって多くの人を惹き付けるような橋、②国内だけでなく、海外からも注目されるような橋、③広島シンボルになる橋、④川面や緑地、また、離着陸する飛行機や航海する船から見える姿が美しい橋、



写真—3 鳥瞰写真（提供：清水建設（株））



写真—4 側面写真（提供：広島市）

⑤時を経て味わいの深まるデザインの橋、というコンセプトへの適合性が重視されるとともに、実現性や事業費とのバランスも評価された。最終的に、背後に見える安芸の宮島のシルエットと呼応する2連のプレストリプアーチの形式の案が採用され、市民からも高い評価を得ている。なお、本橋は2014年度土木学会田中賞作品部門を受賞している。

## 4. ガイドラインの基本構成

本ガイドラインは、「原論編」「共通編」「実施編」「分野別編」「資料編」の5つの編で構成される。内容が多岐にわたるため、全体をコンパクトにまとめたダイジェスト版を最初のページに挿入する予定である。以下に、各編の概要を述べる。なお、本章で紹介する内容は、今後変更になる可能性もあることを予めご了承ください。

### (1) 原論編

原論編では、設計コンペを行うに際して、前提とすべき「理念」と「法的枠組み」、および「設計コンペの歴史」について述べる。理念については、生活の豊かさが実感できる社会の実現に向け、公共物（土木構造物や公共空間等）のデザインが果たすべき役割、価値創造に対する戦略の必要性、プロセスへの信頼と市民参画の重要性、行政によるデザインマネジメントの重要性などを述べる。法的枠組みについては、平成26年の改正品確法の内容をふまえて、設計コンペの法的な位置づけや考え方について述べる。

### (2) 共通編

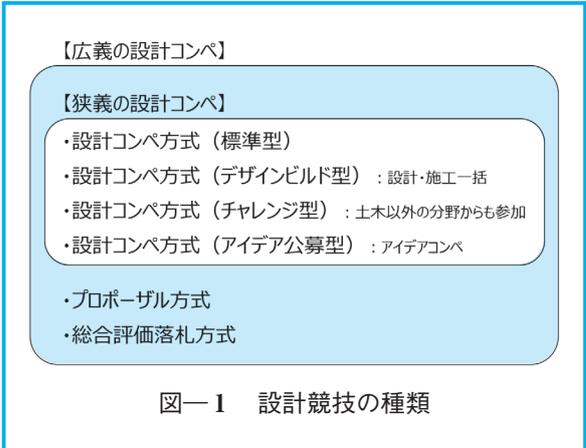
共通編では、公共調達に設計コンペを適用する場合に共通して重要となる事項について述べる。まず、どのコンペにも必要な「6つの基本原則」（表—1）を示す。これら6つの基本原則が満たされることを前提とし、本ガイドラインでは新たな4つの設計競技方式（①標準型、②デザインビ

表一 1 6つの基本原則

<p>① <b>公共価値原則</b>                  高い公共価値の実現に効果的と考えられる場合においてのみ実施されること。</p> <p>② <b>公平性原則</b>                  すべてのプロセスにおいて公平性が確保されること。提出期限の厳守、匿名性の確保、提供情報の公平性、出来レースの徹底排除など。</p> <p>③ <b>透明性原則</b>                  十分な透明性が確保されていること。どのような審査基準にもとづき、どのような審査プロセスで審査されるのか、予め明確にすること。審査結果が国民・市民および競争参加者に十分理解・納得可能なレベルで記述的に説明されることで、結果に対する説明責任が果たされること。</p> <p>④ <b>目利きによる審査の原則</b>                  審査員に対象分野の目利きの専門家が含まれること。設計競技の成否は競争参加者の能力以上に審査員の能力に大きく依存する。</p> <p>⑤ <b>継続性原則</b>                  設計競技により選定されたデザインは、施工完了までの実現過程においてデザイン思想の一貫性が損なわれることのないように、確実なバリューチェーンの仕組みが担保されること。</p> <p>⑥ <b>誘因両立性原則</b>                  実施要項等において、競争参加者へのインセンティブが適正に付与されるとともに、プロジェクトの成功へ向けての関係者の動機づけが働くように、適切な報酬条件やリスク・費用の分担が定められること。</p>
--

ルド型、③チャレンジ型、④アイデア公募型)を提案している。なお、既存のプロポーザル方式や総合評価落札方式については、広義の設計競技として扱う(図一1)。また、設計コンペを実施することのメリットやデメリット、適するケースや適さないケース、著作権の扱い等についても述べる。

本ガイドラインでは、設計者を「設計者A」と「設計者B」の2種類に区分している。設計者Aは、土木分野の設計技術に関する高度な専門能力を有する建設コンサルタント会社で、かつ発注者と直接契約可能な条件を満たしている会社を指す。一方、設計者Bは、設計者A以外の設計者であり、例えば、土木分野の高度な専門能力を有し



ているが発注者と直接契約可能な条件を満たさない組織や個人、建築設計事務所や建築家など他分野のデザイナー、日本国内で元請業務を行わない

海外のコンサルタント会社などであり、一般市民も含まれる。

また、6つの基本原則のうち「⑤継続性原則」を満たすためには、コンペで選定されたデザインやデザイン思想の継続性や一貫性の担保が極めて重要となる。そこで、設計コンペに参加する組織には、管理技術者や照査技術者、担当技術者に加えて「デザイン監理者」を定めることとしている。デザイン監理者は、デザイン提案から基本・詳細設計、施工完了に至るまでの全プロセスにおける

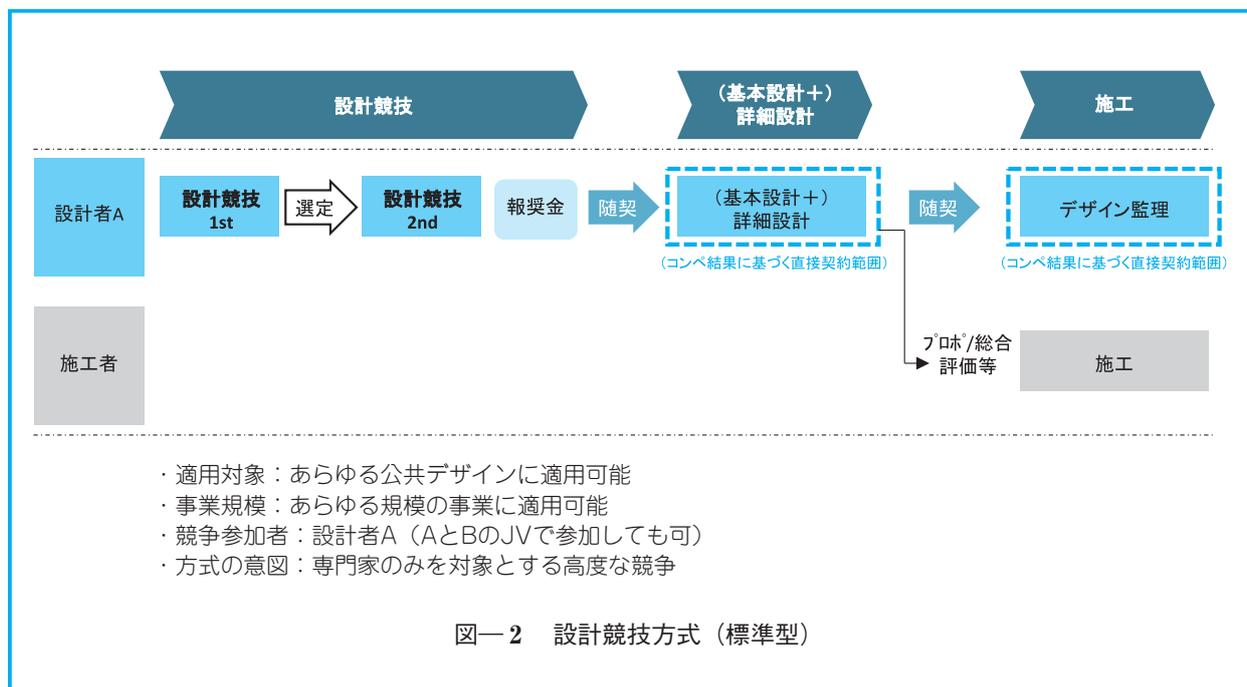
意匠面に関する一貫した監理を担当する。デザイン監理者には、技術士等の資格は基本的に求めないが、過去の実績等（学会のデザイン賞やコンペ入賞実績等）を求めることは可能である。また、デザイン監理者は元請企業の社外から起用することもできる。

本稿では、紙面の都合により、ガイドラインで提案するすべての設計競技方式を紹介することはできないが、以下に「標準型」と「チャレンジ型」について紹介する。

### 【設計競技方式（標準型）】

標準型は、土木分野の設計技術に関する高度な専門能力を有する建設コンサルタント会社を対象とするものであり、土木分野の設計競技としては標準的な方式である。選定は2段階で行われ、2

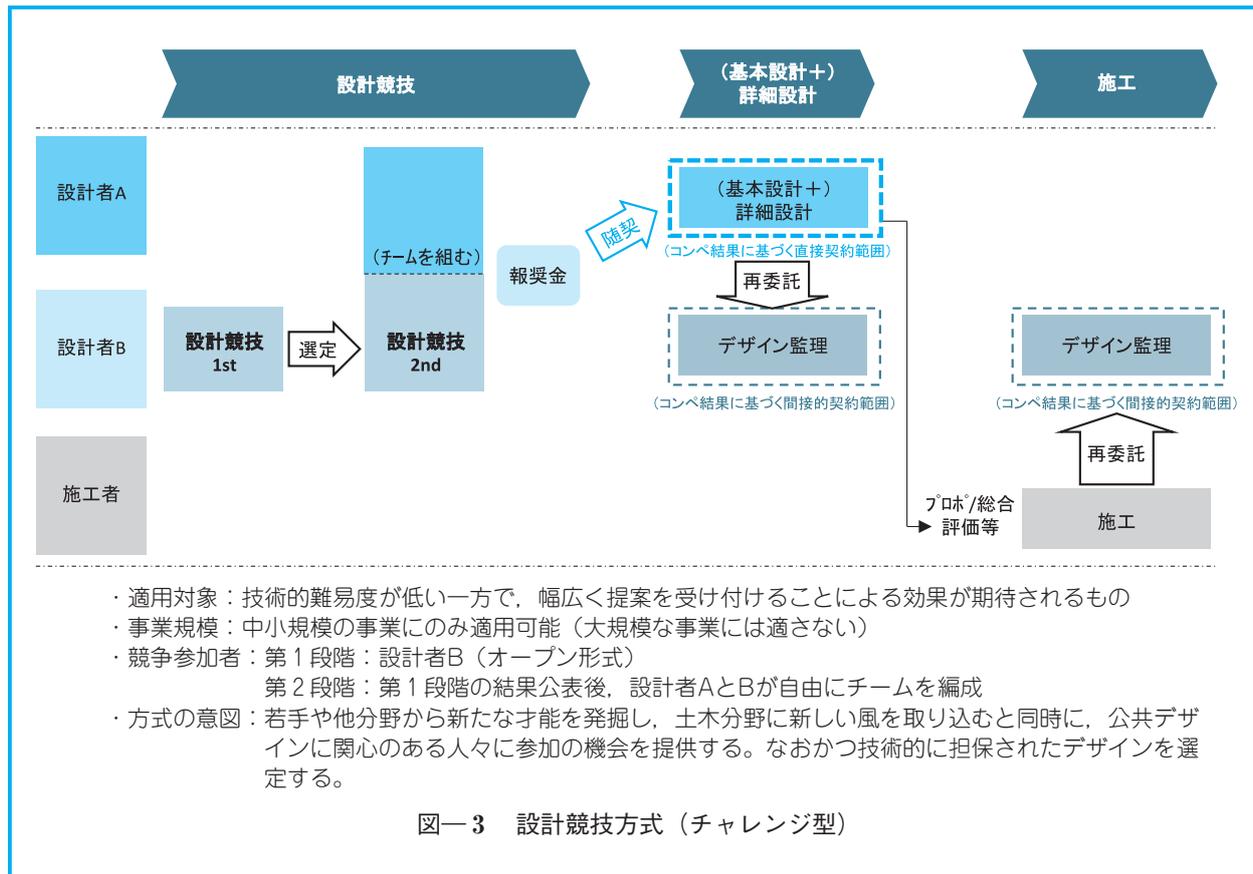
段階目終了時に、一旦報奨金が支払われる。その後、デザインの提案者と設計を契約する。デザインの提案者は、施工時のデザイン監理業務も随意契約され、完成まで一貫したデザイン監理を行う。本方式の主な特徴は、図一2のとおりである。



### 【設計競技方式（チャレンジ型）】

チャレンジ型は、土木分野の設計技術に関する高度な専門能力を有しない者等についても設計競技への参加機会を提供し、多様な視点や才能から幅広くデザインを募集するものである。ただし、技術的・予算的リスクが大きくなる傾向があるた

め、規模が小さく、技術的難易度の低い対象物に限定される必要がある。提案されたデザインの技術的な担保はすべて専門の建設コンサルタントによってなされる。



図一 3 設計競技方式（チャレンジ型）

### (3) 実施編

実施編では、設計コンペの実施に向けた具体的なノウハウを述べる。事前検討事項としての目的の明確化や上位計画との関係性、実施運営事務局の設置、設計条件や要求事項の明確化、工程計画、予算計画、審査の方法、要項の作成等について、詳細に解説する。

### (4) 分野別編

分野別編では、土木の各分野の配慮事項を述べる。ガイドラインで取り上げる分野は、次の13分野の予定である。①橋梁、②街路・道路、③河川・ダム、④海岸・港、⑤砂防、⑥公園・緑地・広場、⑦駅前広場、⑧リノベーション、⑨ストリートファニチャー・サイン、⑩公共交通施設、⑪照明・ライトアップ、⑫まちづくり、⑬遺産・文化財保護。

### (5) 資料編

資料編は、関係書類の雛形と事例紹介である。関係書類については、設計競技実施要綱、設計競技募集要項、各種様式のサンプルを示す。事例紹介については、本稿3章で紹介した2事例を含む、土木の様々な分野から合計14事例を紹介する。

## 5. おわりに

本稿で紹介した内容は、ガイドラインの一部であり、さらに今後変更が加えられる可能性もあるが、ガイドラインの出版により、公共構造物や公共空間において、デザインの内容や質が切磋琢磨され、より魅力的なまちづくりに資するものとなることを期待したい。なお、ガイドラインは、2017年度に出版の予定である。